



発行 東京都

目次

128

規則

- 職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
（総務局人事部制度企画課）
- 職員給与に関する条例第十條第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則（同）
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（同）

規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十五号

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十九年東京都規則第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項及び附則第三條第一項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例第十條第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十六号

職員給与に関する条例第十條第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例第十條第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（平成二十九年東京都規則第十一号）の一部を次のように改正する。

表公安職給料表の項中「八級」を「七級」に、「七級」を「六級」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十七号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

第一条中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費

用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

第六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難いと任命権者が認める場合は、この限りでない。

第六条第三項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第三条第三項第三号に規定する」を「第三条第三項第三号に掲げる」に改め、同条第四項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十条第一項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十七条を次のように改める。

(期末手当の支給対象外職員)

第十七条 条例第五条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 一 会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者(任命権者が別に定める者を除く。)

二 条例第五条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に新たに条例の適用を受けることとなった者(第二十条の適用を受ける者を除く。)

三 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者(以下「休職中の者」という。)

四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

六 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定による育児休業中の者(基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間(以下「支給期間」という。)において勤務した期間(休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間(育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。))を含む。)がある者を除く。)

八 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七(同法第二百九十二条において準用する場合を含む。)の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

九 前各号に定める者のほか、任命権者が別に定める者

2 条例第五条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなった者第十八条中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条を第二十四条とし、第十七条の次に次の六条を加える。

(期末手当の支給割合)

第十八条 条例第五条第二項の東京都規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第百二十号)第三条の表に定める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第十九条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

一 第十七条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第十七条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間(第十五条第二項第

四号に掲げる場合若しくは職員の仕事に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の仕事に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。）十割

- 四 休職中の者又は第十七条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割
- 五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割
- 六 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 任命権者が別に定める割合

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二条又は第七条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、任命権者が別に定める期間を除算する。（在職期間の通算）

第二十条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

- 一 給与条例の適用を受けていた者
- 二 学校職員給与条例の適用を受けていた者
- 三 前各号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

2 条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、任命権者が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

（期末手当基礎額の意義）

第二十一条 条例第五条第二項の東京都規則で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）は、次に掲げる額とする。

- 一 月額非常勤職員については、当該職員の受ける第一種報酬（給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額

二 日額又は時間額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬の額を月額に換算した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償給付等」という。）、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金（以下「休業給付等」という。）又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 任命権者が別に定める者 任命権者が別に定める期末手当基礎額
（期末手当の支給日）

第二十二条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

- 一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日（任命権者が別に定める場合は十二月十日）
- 二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第二十三条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項ただし書及び附則の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十八号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「八級又は七級」を「七級又は六級」に改め、同条第二項第二号中「九級」を「八級」に改める。

第四条第二項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

別表第一病気休暇に相当する休暇の項を削る。

別表第二公安職給料表の項中「九級」を「八級」に、「八級又は七級」を「七級又は六級」に、「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第一項第二号及び第二項第二号並びに別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、平成三十年十二月二日から適用する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

